

校訂『犬山里語記』（巻の八）

日比野晃

はじめに

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。
- 一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、必要に応じて濁点を施した。
- 一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。
- 一、宛字・借字は底本のままとした。
- 一、誤字と思われるものには右横に（）をつけて訂し、脱字・脱文であると思われるものは（）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。
- 一、明らかに誤字であるもの、脱字であるものは断りなく訂した。

一、衍字は訂さず、底本のままとした。
一、闕字については一字あけをしなかった。
一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に（）をつけて補った以外は、そのままとした。

一、以上のうち、底本に掲載されている証文等については、句読点等を付したが、変体仮名は改めなかつた。

なお、本文の語句の注および校異は、語句の右に（）をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。また、底本に記載されていない内容が他の校合本に記されている場合、その記事も注に加えた。卷の五（「論叢」第十二号所収）でも指摘したが、本巻においても名古屋博物館蔵本では単に「年」とだけ記されて年代が空白になつてゐる個所が、底本では特定年が記述されている。また、卷の七（「論叢」第十四号所収）で指摘した推定・伝聞から断定への変化が本巻でも見られる。そして本巻で特に注目されるのは、名古屋博物館蔵本の内容が底本においては可成り省略されて表現されていることである。

犬山里語記 卷の八 目録

犬飼藤九郎

有我治右衛門

保浦惣兵衛

越後屋平右衛門

杉下九郎兵衛

神戸源右衛門

大海屋伊兵衛

尾関屋新左衛門

笹屋清三郎

包重空右衛門

鍋屋金八

立石屋六右衛門

佐野屋伝八郎

三井屋三左衛門

日比野庄右衛門

片見御氏

前刀市右衛門

相模守家久

農鍛冶弥右衛門 井銘鍛冶の古名

画師周右衛門

日比野又一の事

鵜飼町小川氏の事

高木又兵衛

榎屋利兵衛

神戸氏 井御朱印、長蔵へ御証文

小嶋弥五右衛門

遠藤宗善 井御証文

松岡味安 井 氷多川玄信等御証文

沢田与平治

山内五郎左衛門

梅村太郎左衛門

後藤七左衛門

市橋忠藏

高木清太夫

宮地八郎左衛門

杉野与四郎

丸屋平兵衛

大坂屋吉治

加嶋屋文治

釤屋久平

御索麪屋新右衛門

溝口屋八右衛門

米沢屋久右衛門

鶴屋利兵衛

神戸氏 井御朱印、長蔵へ御証文

小嶋弥五右衛門

一、信濃屋九平^井讃岐屋八右衛門

一、曇刺三右衛門

一、黒田屋清左衛門

一、名栗町善左衛門

一、市日の発願人

一、瓦師市郎兵衛

一、余坂村太田氏・小嶋氏の事

一、松田忠四郎

一、葺師治郎左衛門

一、石工半右衛門

一、内田川船頭の事^井御証文

一、鵜飼屋渡し船頭

以上

名栗町 市橋忠蔵 鍛冶屋町 高木清太夫
練屋町 松岡味安 魚屋町 宮地八郎左衛門
熊野町 杉野与四郎

メ九人 遠藤宗善時代

或家に右を書記する書有。予思ふに、遠藤宗善・松岡味安は石河侯の御代官役也。又、其御先代にも御代官の名目見たり。しかるを、宗善（時）代として味安を町人の部に入る事不審なり。兩人共、御証文は町人と有。是は所に長たる者故に御収納を取扱たるもの歟。宗善も武門にあらず。

里語に、兼山越しの九人衆とこれをいふこと有。此説不詳。御城御拝領成るは石河侯にして、慶長四年の事也。此九人の御改は文禄にして、年に遅速有。いづれ犬山にふるく居住して長たるものなるべし。

一、遠藤宗善は太閤様北野大茶会の節出たるといふ事有。居屋敷五反歩、此（高）五石式斗六升三合、御朱印地。御朱印一紙の内
長藏御前代より

も追々御免許有之。併、宅地何の所歟、今、不詳。

里語に、今の宗善敷なる由申伝ふとも、予思ふに、是は控の志水屋敷なるべし。又、上本町に宗善屋敷といふ事あり。其地、今しがれず。此家断絶の時、御証文等を神戸弥右衛門へ預ると云。神戸弥右衛門は宗善娘の子にて孫也。地子とも弥右衛門引受に成し

文禄年中、石河備前守御代、九人の町人如左。
上本町 沢田与平治 上本町 山内五郎左衛門
中本町 梅村太郎左衛門 下本町 後藤七左衛門

ける。

御証文、左の通

寺本岳左衛門屋敷、為替寺内西藏坊東面屋敷令扶助候、井手前町
諸役如前々令免許候、恐々謹言

慶長七

小笠原和泉守

十二月廿日

遠藤宗善斎

吉次判

寺本岳左衛門屋敷一ヶ所之事、宰相様時分より御扶助被成候由、
今以無相違候、井役儀等之事不可有別儀者也

文禄二年

三輪出羽守

其方屋敷之儀、任先判形之旨、指置申所也、為後日仍如件

慶長十三年酉十月二日

伊奈備前守

忠次判

彦坂九兵衛

光吉判

中野七藏

重吉判

寺本岳左衛門屋敷老ヶ所之事、岐阜宰相殿時分より年貢無役之由

而、今以如前々多るへく者也

石河備前守

光吉判

遠藤宗善殿

申九月朔日

遠藤宗善殿

文言、右同断

慶長五年

伊奈備前

忠次判

右遠藤氏、前後不詳。里語に、当御家中に被召仕遠藤某、小番御役をつとめ給ふと云事聞へける。其遠藤、貧にして、或時母煩ひ給ふて若芋を食せんと有けるに、これを求るに料足なし。熊野町先の畠け忍びて若芋を取り給ふ。農人これを見付てせんさくす。遠藤氏也。其事顯れて終に其家絶たると云事も聞へける。実説か不詳。親類に神戸弥右衛門といふ大廈もあれば、右体の事いかゞと思ふ。
一、松岡味安、其先不知。ふるく大山に居給ふ家なるべし。北野大

遠藤宗善斎

子十二月十日

茶会の節、家に伝る茶釜を東照宮え奉獻たるといふ。又、御茶碗を拝領仕たるといふ。元御城番長谷川安右衛門、御家に閔白秀次公より拝領の茶碗を所持し給ふ。これを味安所持の茶碗也と云。

味安に式女子有。姉は高浜金兵衛御内室、妹は長谷川安右衛

門御内室の由にて、重代の重器を双方へ分けさせ給ふ。長谷川え七種御引取有之候。其内五種は元文類焼の節焼亡し、右茶碗と瀬戸焼の花入壺本、於に今、長谷川氏所持の式品也と聞ゆ。

居屋敷は大手東行當、練屋町通り東側にて、里人、玄信屋敷と唱ふ。高三石九升四合、御朱印地也。長藏二紙の内御先代御城主より免許の御証文如左。

犬山之内中切野呂屋敷井手前町諸役、如前々令免許者也
慶長七年 小笠原和泉守
十二月廿日 松岡味安斎
松岡味安玄信ニ讓候中切野呂屋敷、前々扶助地、任先例之旨無相違者也
寛文六年八月二日 当隼人
松岡味安玄信ニ讓候中切野呂屋敷之事、前々扶助無相違申付候者也

寛永廿年 玄信

古隼人

玄信

古隼人

二月廿八日 玄信

三輪五左衛門

如前々門次一切諸役等井野呂屋敷令扶助者也

文禄二年

味安

玄信

如前々門次一切諸役等井野呂屋敷令扶助者也

備前守

慶長式

九月廿三日

味安

松岡味安玄信ニ讓候前々扶助地、(任)先判之旨無(相)違申付者也

因幡

正輝判

十一月二日

元禄十六

松岡氏の事、其先不知。味安の妻は北川丞賀の女也。其子玄信、

医業にして野呂屋敷を譲受、野呂屋敷に住す。岳多川氏に改む。又、曰、北川 母方（の）氏也。又、横町に紺屋六右衛門といふ者あり、是を味安の後と云。（其）家にて嫡子は松岡氏、次男は北川氏を名乗る。代々の格と云。故に玄信、次男にして北川と改むると云。

予思ふに、其嫡子なし。不詳。又、米沢屋久右衛門を玄信の後（と）云。此説も不取。久右衛門は玄信の聲に有之由。像の聲に云 久右衛門は今、仙田を氏とす。本姓は竹端氏也。米沢屋の所に顯す。又云、枝町に九右衛門と云有、寺内町弥四郎と云あり、兄弟也。父に横町にて紺屋源之右衛門と云、ともいふ。 玄信屋敷の南に住す。此地、恐らく印地の内ならんか。 玄信屋敷の南に住す。は玄信屋敷。

弥四郎里語、これを万八と称す。 予にかたりて曰、わが家むかしより兄は松岡を氏とし、弟は北川を氏とす。われ等兄弟は味安正統の者也と云。玄信に式代有、嗣子なし。故に御役所より血縁の者御尋被遊候處、かぢや町紺屋何某の娘、玄信に仕て妾と成、一男子を生む。是を在所へつれ來り育たる故、是に相続被仰付候處、十式三歳の頃迄も紺屋に育候故に医業相続成しがたく候間、願の上、紺屋職に相成、紺屋源之右衛門と名のりける。元和御入城の節、町々御巡見被遊候節、味安御案内申上候て味安宅に御昼休被為遊候。其節の御器物、明和の比迄持伝候處、父源之右衛門是を高浜御氏へ差上申候。木綿茶染の羽織拝領も有之候て持伝へ候得共、只今にては無御座候ものがたりす。

予思ふに、源之右衛門、紺屋職願の義は宝永年中也。玄信絶家は享保年中也。この遲速ある事不審。野呂屋敷、玄信の事は医業にし

て享保六年丑に絶家す。御証文地被召上候。野呂屋敷納壱石武斗、寺内崎年貢。是は木蔵屋敷替地の由、壱反四畝歩也。納壱石八斗、寺下年貢米錢武貫百文。七軒町丁並七軒屋敷裏年貢錢五メ五百七十壱文、寺下屋敷八軒分年（貢）錢。七軒町丁並の者、七軒屋敷裏に少々づつ玄信の地を借入置候由。宝永六年に玄信相果、猝玄良を玄信と改む。御証文頂戴仕、前々の通たるよし被仰付候。同年の冬、玄信母所へ名古屋町医団寿計弟子中村寿信といふもの聲に成、是も業不行して退く。今、鈴木伊山の秘蔵し給ふ玄信の画像を見るに、京都伊藤仁斎先生の贊に曰

君姓喜多川氏。世襲名玄信。後改幽得。別号健室。世尾之犬山人。曾祖承喜以善医鳴。声鳴藉甚。時之顯者多就求活。其孫亦名玄信。乃君之考也。克受世業。為時之名医。受業于太医令延寿院玄朔。妣鈴木氏。君性儉素。不事奢侈。言語有章。不屈于權貴。肄業于寿昌院玄琢。（祐力） 耘研其術。以救療民瘼為念。于晨于夕診候罔懈。邑人到今慕其操術。天性好書。且嗜歌詩。尤諳方書。兼貫穿諸子百家之言。每得嘉言偉行。喜（稱）道之。疾篤乃子弟（侍）側。曰吾聞男子不死婦人之手。遺命收葬之具。專用僕朴。（朴カ） 臨沒自診脈。謂弟子。（子弟） 命在須臾。端座（而）死。言畢而逝。壽七十二。時元禄二年閏正月十一日也。葬（于）本光寺。君娶桜林氏子。男二人。長襲名玄信。次曰吉豊。女一人栢女。嫁于竹端氏。

長安 伊藤原佐維 構記焉

一、沢田与平治は千代姫君様御入輿の節、犬山惣代として江戸表へ罷出、御祝儀に御樽・御肴奉獻上。參殿仕、銀子廿枚御簾中様より

銀子五枚拝領仕たる由聞へける。此家絶る。娘ありて神戸弥兵衛へ嫁。沢田の其先不知。善兵衛といふもの其子なるよし。

一、山内五郎左衛門は寛文の頃山内七郎左衛門と申て、犬山惣年寄役相勤。今、惣町代の始也。其子五郎左衛門、上本町にて年行司役に見たり。家絶す。

一、梅村太郎左衛門は柏木屋と云酒造家也。其子孫彦兵衛といふもの上本町に住して、安永年間に絶家す。此梅村氏（に）太閤様の御書簡秘蔵あり。

明日其地通行い多し候、人そく三十人馬十疋差出し可給者也

月 日

羽柴筑前守

御判

犬山庄屋

梅村太郎左衛門殿へ

此御書簡、彦兵衛代に紛失す。後悔して折々ものがたりす。予少小にして其ものがたりを聞、御文面耳にありて忘れず、こゝにしる

す。

一、後藤七左衛門は兼山屋といふ紺屋職なり。明和のはじめに家絶る。兼山屋佐左衛門・藤屋四郎右衛門・朝福屋源六等は分家なる由。

一、市橋忠蔵は子孫名栗町に住す。弥兵衛・彦八等也。何の代か御目見を絶したり。

一、高木清太夫は銘鍛治摂津守自広也。小刀の名人と世上に名高し。正徳年間に中本町聟庄右衛門所へ掛り（人）と成て、家絶す。後に庄右衛門より又八といふものを農鍛治にて名跡立したりしが、是も絶したり。

柳沢侯御先祖様、みのゝ国より出給ふて此自広をたどり、犬山御城番に被為済度と思召、五、六十日の間自広に御滞留ありしが、内願不濟して江戸に出させられ、終に百万石の御墨付を頂戴被遊候事奇なる事哉。里語に伝侍るを聞伝てこゝにしるす。

一、宮地八郎左衛門は何の時絶したる歟、前後ともしえず。

一、杉野与四郎は享保の比に絶したる由。しかし、今もくまの町に其分家杉野氏の者聞へける。

右の十人は何も国侯御成の節、松の丸に於て御目見仕（井）殿へも

御目見仕候て、格別の家がら也。惜かな、今、老人も其格を見。

一、御城主御前代、御城を今の御山え御引移の節、七間町の住居町

人を町え御出し被遊候七人の者、丸屋平兵衛（渡辺氏）井大坂屋吉治

加藤氏 御索麺屋新右衛門（加藤氏）溝口屋八右衛門（溝口氏）米沢屋久右

衛門（竹端氏）今仙田氏 加嶋屋文治（松井氏）釤屋久平（加藤氏）榎屋利兵衛（田上氏）

右の内、榎屋利兵衛は今の中御門前榎の本に家居してゐたれば、榎屋と称すといふ事聞へける。此利兵衛、元來小口村より引越したるものなりと云。右の外にも下本町立石の一族は、三光寺御山に農鍛治してゐたるを、下本町へ出したるものなりと聞へ侍る。

一、丸屋平兵衛、むかしは練屋町の住人に見へ侍る。此家のむかし、

小牧山御陣の節、秀吉公当城に御入の節、元来公の御目通仕候者にて登城山奉伺候処、御懸の上意有り、其上短刀一腰拝領仕候。大坂屋吉次も無事成哉、心得くれよと上意あり。下城の節、吉次へ上意をとゞけたり。

一、大坂屋吉次、魚屋町に住す。平兵衛の上意を告たるに依て、是も直に御札かたゞく登城仕奉伺候処、御軍扇壺本拝領被仰付候。右拝領の両品とも両家代々秘藏する所、明和年に両品共紛失す。可惜く。

右の軍扇は朱檀の骨にて惣金に日の丸也。祭礼に横町より小母衣の武者出し候節、ほろのさしものに年々大坂屋にてかり用る事也。小母衣の脚もの止みしより扇もいづくに歟紛失す。短刀も又、明和年間迄在しを紛失す。

一、加嶋屋文治、横町に住す。今は其後胤、中本町に住す。嶋屋与八等は此分ん家なるよし。此家、持仏の本尊は顯如上人の御筆也。珍らしき本尊の古きを伝ふ。

一、釤屋久平、横町に住す。此家、中ごろに大和屋彦右衛門と呼ぶ。当代、又、釤屋に替る。丹羽郡南野新田は当家先代彦右衛門開発

にて、彦右衛門新田といふ。百姓の宗門帳等も当家へ納めし由。しかるを何故か南野新田と改む。又、此家より海新田の開散有り

て、其願(済)⁽⁵⁾の事などを書残したるものありける。栗須村のわたし船、むかしはこの巻にありしを、先代彦右衛門、みのゝ北に商する時荷物の自由に、今の所へのぼせたると云。又、なら井の觀世音石仏の尊像は彦右衛門寄附にて、裏に銘有し由。

一、御索麪屋新右衛門は練屋町に住す。これは釤屋久平の二男のよし申つとふ。安永の末に家断す。

一、溝口屋八右衛門は練屋町に住す。

一、米沢屋久右衛門、横町に住す。一に新八と云。今、其子孫専蔵、中本町に在り、仙田氏也。本姓は竹端氏也。今に横町に同氏の族見へたり。袴りや町に塩屋新助といふもの有。此新助を七人の壱人といふ説もあり。乍併、相続の事は久右衛門正統なるべし。久右衛門分ん家に上本町に加治田屋藤左衛門といふ者あり。式代にして絶す。これは竹端を氏とす。久右衛門は国侯御成の節、松の丸に於て御目見⁽⁶⁾井殿様へも御目見仕、名古屋にて御能の節、拝見に罷出候。此家に松岡味安の末也といふ説有。是は不詳。久右衛門先代の妻は味安の孫玄信の女なり。こゝによりて申伝へ違たる歟。竹端の一党不残淨誓寺旦那也。しかるを米沢屋計り円光院旦那也。専念寺前に売薬師井桁屋寿助と云者有。昔し山名村より出て玄信に仕候。薬法伝授ありて薬売と成、この寿助も円光院(7)玄信の墓参りを盆につとむると云。いづれによりて違ひたる歟。

一、榎屋利兵衛、上本町に住す。文化のはじめに家(絶す)⁽⁶⁾以上八人は犬山にふるく住居したるものなり。

一、鵜飼町神戸の氏族は、其先当國葉栗郡光明寺の城主神戸伯耆守の後胤也と聞へける。其詳なる事不知。又曰、三七殿の末也と。此説不詳。三七殿は天正の大将(也)⁽⁷⁾。此家、石河侯の御時代より犬山に見へたり。いづれにも平姓の神戸なる由。木曾川メ方御役

は石河の御時より神戸弥左衛門これを勤む。弥左衛門男子長男を

寛文八年二月朔日

隼人

長蔵と云。次男は弥兵衛、三男は弥右衛門、其外に連子の有し由。

御実名御判

鶴飼町

上本町に神戸弥一郎といふ有。大海屋伊兵衛は聟也。長蔵、駿府へ罷出、犬山（に）於て御除地の御朱印頂戴仕。これを長蔵

一紙（の）御朱印と云。

犬山前々より御免地屋敷覚

白山

高拾石武斗

薬師寺

高九石

長蔵

高三石九斗四合

味安屋敷

高五石武斗六升三合

そうせん屋敷

高廿石五斗六升

内田舟渡給

合、六拾六石武斗武升七合

右は今、下野原新田安穏寺の地也。長蔵代、下屋敷有りて客來の節、本宅より膳部を下やしきえ手操にして運たると里語につたへ侍る。

一、木曾御山御拝領元和元年、東照宮依命賜源教公以前より先、弥左衛門、川並御締り方御用相勤む。

是は石河侯木曾山御代官御兼勤被為在候故、弥左衛門も御メリ方勤たる事也。川戸御番所の御印(は)石川様御紋

にて蛇の目也。今に犬山村木方御纏は此印を用ひ給ふ。川通御番所と申は此番所をはじめて居させ給ふ由。錦織みなと御高札に角倉与一・茶屋新四郎・長蔵等の名前は今に残りたり。木（曾川）

通御用は長蔵相勤、飛驒川通御用は弥兵衛、白木の分は弥右衛門にて取扱。国侯より長蔵へ御扶持方廿人分被下置、鉄砲三挺御預り申候。長蔵二代の内相勤、貞享年に家断絶す。

里語に、長蔵妾腹の男子有。材木町にて藤九郎と云もの其孫也是なる歟。長蔵、家に右の御朱印秘藏し侍りしを断絶の節紛失と云かるがゆへに右の六ヶ所いづれも御判物なし。御当家様より長蔵へ被下置候別業地の御証文如左。

犬山城属野之内、丹羽郡下野村野屋敷壹万七百参拾（武）坪之(8)

事、令扶助者也

犬山城属野之内、丹羽郡下野村野屋敷壹万七百参拾（武）坪之(8)

事、令扶助者也

一、神戸弥兵衛世代の内、多は弥左衛門と称す。犬山湊川並役井御

番所御預り申上、国侯へ名披露御目見仕、年頭の御礼箱入干鯛献

上、御上国の節御迎、御下向の節御送り等寵出候。勿論、殿様御目見仕候其節は御書院にて相済。御入城の節に御成被遊候。献上物・拝領物等、代々數品故略之。悴、部屋住、御目見願相済し日より、家格にて願達に不及帶刀仕候。但、次男帶刀の事は文化八年に新規願済也。次男愛之助國侯へ代替願繼の事なく、代々無相違家格也。貞享三年寅より長蔵跡役被仰付、御扶持方拾人分被下置、右両川筋一体川並^ノり方相勤。其後元禄十四年巳に御扶持方五人歩被下置、如先例相勤。其後弥左衛門代、無給にて相勤候。御当家様より御扶持方五人分御書付被下置候計りにて、先代弥左衛門にて御扶持方七人分被下置、当代弥兵衛も右同様に頂戴仕、御役相勤候。元禄八年亥に野崎源五右衛門様被仰渡候は、御用向相勤候に付、手代(の)¹⁰者刀差候て相勤候様、弥左衛門心次第に仕候様被仰渡、仍て手代の者苗字・帶刀の事なり。

一、神戸弥右衛門の事、詳ならず。其外、連子の家は略之。屋敷は御山下也。弥兵衛向やしきに古き榎の一樹有。むかし其元より黄金仏を掘り出し、其仏、弥兵衛所に秘藏す。里語に、三光寺の遺仏ならんと云。

一、練屋町小嶋弥五右衛門は和泉屋と云酒造家也。御献上の忍冬酒を釀す。此小嶋氏は犬山にゐるし。余坂村北うらの小嶋の里に在しもの也。一族、余坂村に小嶋の人あり。中古、本龍寺なども小嶋の里に住したる由。元和御入城の節、弟越後屋平右衛門ともに町口へ御迎に出て、御案内申上たるといふ事有り。其節、毛綿柿染の羽織を拝領仕。其上、正月門飾りの松、御山内に於て被下

置候様に願済。平右衛門も同様。於に今、年々被下置候事也。寛文八年申五月四日犬山惣年寄被仰付、同十式年子四月五日宗門一帳一札に被仰付、享保六年丑十二月犬山惣町代被仰付。忍冬酒御用に付、本宅分諸役御免。宝暦三年酉七月朔日、右御用に付、御扶持方三人分被下置。但、町方御役所御手形にて御米請取候処、翌戌年四月八日より自分手形にて請取可申願済。此代に御小袖井御羽織等拝領、於御前御挙の鳥拝領等有之候。帯刀・苗字も御免被仰付候。当代弥五右衛門、寛政八年七月苗字御免、同十三年酉二月帯刀御免。文化六年巳十月に御扶持方三人（分）被下置。是は御勝手御用相勤候に付、宗門一札に被仰付候。文化十式年子十二月廿七日式人分御扶持被下置。同十五年寅二月六日、御目見溜の御間に於て御用人様御取扱名披露、其上、御上下拝領仕候。

一、上本町犬飼藤九郎は岩井屋といふ酒造家なり。先祖は梁田出羽守政網の家臣にて、主君の亡後、当國久の坪村に同輩とともに蟄居す。梁田氏は葉栗郡黒田の城主といふ。一説に、愛知郡沓掛の城主也。墓は久の坪村平田寺にあり。 岳三郎と云者、慶安に没す。妻は同輩土屋某の女也。男女子多し。長は久の坪村に相続して兵衛と云。次に犬山保浦藤兵衛へ養子也。其弟武人、犬山に來住し横町にて練屋町通りの東北角に住すと云。後、兄弟共上本町に出たり。兄を助十郎と云。此家四代にして絶す。弟を弥三郎といふ。藤九郎は此後也。藤九郎政甫、宝暦六年子に犬山惣町代役被仰付。一日、明和五年の子也。 明和六年丑正月廿一日御勝手御用被仰付、御反物拝領仕。締幻院様御入城の節、御次迄棕奉差上候処、御挙の鴨二羽被下置候。当代藤九郎方政、寛政八年七月八日苗字

御免。同九年巳七月十五日より文化元年子五月迄犬山惣町代役相勤。同八年辰に金武（百）両御側へ奉差上候に付、表御用席に於て蒙御懇の御意。享和元年酉二月帯刀御免にて宗門一札に被仰付。文化六年巳十月十日御反物拝領仕。同十三年子十二月廿七日御扶持方三人分被下置。同十五年寅二月六日、溜り御間に於て御目見被仰付、御用人様名披露。其上、御上下拝領仕候。文政四年巳十二月廿三日御扶持式人分被下置、五人扶持になる。又、文政二年卯に名古屋御上屋敷御（張付）⁽¹⁴⁾破壊に付、修覆被仰付。弥五右衛門・藤九郎・治右衛門、右三人相つとめ、右に付翌辰年四月十七日、御用人より御懇の蒙御意。其上、拝見被仰付候。罷出候處、御料理頂戴仕候。

一、余坂村有我治右衛門は綿屋と云商人也。よざかむらにふるし。
近比御勝手御（用相）⁽¹⁵⁾勤候に付、文化元年より帯刀御免。又、文

化年⁽¹⁶⁾月に苗字御免。同八年八月御目見相済。同十五年寅二月、小嶋・犬飼同例、溜りの御間に於て御用人様名披露、御目見被仰付。其上、御上下拝領仕候。

一、練屋町保浦惣兵衛は先代に岩井屋藤兵衛と称す。先祖は御城主織田与治郎信康の御家臣にて、保浦五郎左衛門光次と云。当主の伯母聰にして采地貳百貫文を領す。光次は天文十六年の秋、濃州岐阜山に主君と同じく夜討して戦死す。その子保浦又五郎政次、歳廿壱、同年の春、春日井郡浅宮合戦に初陣し、若氣の血氣にまかせて、家来大沢九郎といふ者を從て粉骨碎身の慟を成すといへども、余り深入して終に戦死す。其子保浦源内といふ。弐歳にし

て父に別れ、伯父に離れ、母の養育に預り、浪人に成て練屋町に住す。主君も又断絶す。御家人みな／＼流牢す。⁽¹⁹⁾源内に弐男子有。長は忠兵衛⁽²⁰⁾、篠屋の祖。次は忠左衛門といふ。其子七郎右衛門正直、其子藤兵衛義一、其子藤兵衛正義、其子藤兵衛正高、其子藤兵衛紹心、其子当代惣兵衛有輝也。むかし上本町に清治郎といふ有。当家より分ん家す。清治郎跡は中本町にて忠左衛門といふ。其跡、今、出来町に清兵衛と称す者有。練屋町大津屋藤治郎は清治郎よりの分ん家なるか。惣兵衛は国侯御成の節、松の丸に於て御目見仕候。⁽²¹⁾御能の節、拝見に罷出候。殿様へ御目見仕候。文化元年子八月八日より大山惣町代役相勤む。当家の分ん（家）に上本町に保浦善兵衛有。安永二年巳より同八年（迄）犬山惣町代役相勤。此家、三代にして絶す。いわゆるや助治郎・いわゆるや藤九郎は養子相続にて犬飼（氏）也。

一、練屋町越後屋平右衛門は市橋氏也。先祖は市橋下総守御舎弟にて、何地に於てか討死し給ふ。乳母、当所富岡むらの者也。これをたどりて、未亡人、幼少の子達を伴ひて富岡村に來りて蟄居し給ふ。御本家様より年頭使、年々來らせ給ふに、年経ては隔年と成、又だま／＼に來らせ給ふとぞ成にける。其内に犬山に家居を求て、練屋町に移る。あるとし、かたのごとく有之處、いぬ山へ引移り町人に罷成たる由聞給ひて、富岡より直に御帰り被成。其後は御使者も絶てなかりける。姉娘にいづみや弥五右衛門⁽²⁴⁾（を）養子して、越後屋平右衛門と名のらす。次男は市福屋弥左衛門といふ。⁽²⁵⁾ねりや町いづみやと此家、のちは上本町に在りて、市福屋

忠八と云。今、絶す。三男は三井や三左衛門、練屋町に住す。三家とも市橋を氏とす。紋は三家別々也。忠八より久兵衛と云者分家す。其子大海氏相続す。²⁴⁾ 本家平右衛門は国侯御成の節、松の丸に於て御目見仕²⁵⁾ 御能拝見に罷出候。殿様へ御目見仕。正月餅り松、御山内に於て被下置候。²⁶⁾ 寛延四年未四月、犬山惣町代被仰付候。此家、一帳一札の事は宝暦三年（酉）正月願済。但、幼年の節、十五歳迄は親類代判可仕候旨被仰付候。安永八年亥五月、犬山惣（町）代役被仰付、寛政三年亥迄相勤、病身に付退役仕候。当家先代（に）ゑちごや源兵衛分ん家す。²⁷⁾ 源兵衛より源兵衛²⁸⁾、分ん家（す）。是は神戸源右衛門跡、多四郎と云者、本家平右衛門弟にて養子に遣し候。其縁にて神戸を氏とす。

一、上本町細物屋九郎兵衛は杉下氏也。明暦年中、京都より来住す。宝暦貳年より同六年迄犬山惣町代相勤²⁹⁾。其子九郎兵衛、寛政三年亥より同九年迄犬山惣町代を勤む。当代九郎兵衛、文化十二年亥八月より惣町代仕理役被仰付、役用の節、苗字・帶刀本役の如し。此家、殿様へ御目見仕候。

一、鵜飼町に神戸源右衛門と云者有。弥左衛門の条に不見。併、ふるき家なる歟。其先是不知。元禄二年巳九月十三日より犬山惣年寄役、享保六年丑迄つとむ。養子多四郎と云者はゑちごや平右衛門の弟也。其後、絶す。絶後、家屋敷を上みの御評定所となし給ふ。宝暦年中に止む。取壊しに成。宅地は鵜飼町小坂の上南側にて、七軒町口西角也。

一、鵜飼町大海（屋）伊兵衛は大海氏也。此氏、犬山にふるし。井

堀の大海上（と）いふより出たると云。一説に、姓は海部。尾張姓にて海部・大海同姓と云。居宅地は長蔵九石地内の七畝三歩、御朱印の内也。国侯御成の節、松の丸にて御目見仕。御能の節、拝見に罷出候。殿様へ御目見仕候。正月門餅松、年々御山内にて被下置候。里語に、此家のむかし池田侯犬山夜責の節、前渡迄舟下して迎ひに御案内申上たると云。

一、中本町尾関屋新左衛門は尾関氏也。国侯御成の節、松の御丸にて御目見仕³⁰⁾ 御能の節拝見に罷出候。殿様へ御目見仕候。先祖は大坂浪人にて、暫く岐阜に住し、其後犬山に来住す。其（代、井の）中より黄金仏を掘出し、於に今、持仏の本尊とす。世代の内、由右衛門と間々称す。

一、練屋町 笹屋清三郎は保浦氏にして、惣兵衛同家也。先代に利左衛門と称す。³¹⁾ 保浦源内重次の長男、忠兵衛泰次と云。妻（は）寺沢越中守御舎弟、同苗三郎兵衛娘也。其子利左衛門、瑞龍院様御家督に付、江戸え犬山惣代として罷出、御祝儀品献上仕、銀子式一枚拝領仕。千代姫君様（へ）御祝儀品献上仕、銀子一枚拝領仕。一岳様御遺物銀（子）一枚拝領仕。其子利左衛門、泰心院様御成の節、銀子一枚拝領仕。其子、又、利左衛門、円覺院様御成の節³²⁾ 井晃禪院様御成の節、銀子一枚づつ如先例拝（領）仕候。御能の節拝見に罷出候。殿様へ御目見仕候。寛延三年に犬山惣町代役被仰付、翌年病死仕候。其子利左衛門、相続（を）中絶す。当代清三郎は知多郡大野村中村権右衛門の次男也。³³⁾ 是は先利左衛門孫にて、相続に來り如先規御目見等相勤候。

一、鍛治屋町包重左右衛門は生駒氏也。本国大和の国より大坂に暫く住して、御陣の後、濃州関の文珠四郎をたどり関に来る。四郎のさし図によつて、犬山兼常(49)へ来らしむ。于時元和四年戊午也。かぢや町に住す。子孫、今に相続す。正徳年中より農鍛冶を余業とす。元禄年に三代目包重初て殿様へ御目見仕、陣鎌献上。以後、代々陣鎌献上にて御目見仕候。昔は亭主番日役御除の処、享保年に包重相果、猝十二才にて銘鍛冶御用も相勤がたく、諸事中絶に相成、御目見等も明和五年に願繼申候。当代左右衛門(六代目) 浄翁様へ御脇差献上仕候処、銀子式枚被下置。文化三年寅二月、奉願宗門一帳一札に相成候。是は町代永勤につき一代済に被仰付候。

同（八）年、殿様御入部に付、鴨のはし鎌献上仕。同十五年寅春御入城の（節）、猝彦五郎(実は道後の三男養子也。)短刀奉差上候処、御反物拝領仕候。包重屋敷、坤の方に横町に水溜り有。此替地、余坂東にて被下置候。むかしは無年貢にて有之処、明和年中に奉願御高付に成。無年貢にては龜略に成らん事を思て、かく奉願事といふ。

一、下本町鍋屋金八は恒川氏也。先祖は鑄物師水野太郎左衛門の弟也。犬山鍛治屋町に来住す。与惣右衛門と云。鑄物井鍋の鑄かけに到迄、御国内上み三郡は支配を太郎左衛門より預りたると云。

承応二年七月御目見、其頃より御役は五徳を指上申候。一岳様、犬山の調法に被思召、御城役をも相勤候様御意にて御目見も被仰付候。依て日役御赦免ありしよし。与惣右衛門、享保七年寅十月、弟子七左衛門（と）いふものへ譲り、同十三年申六月、下本町兄金八へ職業をゆずり(50)といふ事あり。里語に、七左衛門は弟子也。

金八といふは与惣右衛門の子也。金八稚少にして、七左衛門相続したるよし。出来町東裏（に鑄）小屋有、安永の末に破却す。

一、下本町立石屋六右衛門は鷺見氏也。一曰、隅氏。殿様へ御目見仕候。先祖は（濃州）郡上郡隅むらより出て、三狐（尾）寺山に於て農鍛冶職をす。一族のものこゝに居す。御城御造営の節、町へ御出し有之、一族下本町に住す。利右衛門・六右衛門・九郎右衛門等也。又三郎・利兵衛は利右衛門より分家す。御山より出しつ、其御城主様御意被遊候にて、其方共居宅はいづれなるや、門どに石を立て、しるしとせよと被仰付候。仍て立石鍛冶と名乗る。九郎右衛門(一代は太郎左衛門二代は九郎右衛門)も門に石立て、立石と称す。寛政年に絶家す。六右衛門の立石は、宝暦のころ夜な／＼光を放ち故に産社の御社内に納たり、明和年中、猿田彦の社の數石とす。其（後）中絶して立石なし。又、文化十四年に石を立て、立石のしるしとす。数代農鍛冶相続の所、明和の始より薬肆に改業す。

一、上本町佐野屋伝八郎は市橋氏也。元祖は同町信濃屋九平の子にして下本町に住す。男子三人有。兄はさぬきや八右衛門、（次に）伝八、三は九兵衛と云。三代目伝八、寛政二年に殿様へ御目見願済。

一、練屋町三井屋三左衛門は市橋氏也。先祖は越後屋平右衛門弟にて、数代相続いたし、殿様御目見は寛政二年願済。

一、中本町日比野庄右衛門は代々農鍛冶也。五代目庄助、伊沢屋と号す。六代目庄右衛門(庄吉)余業に酒造をはじめ、鎌倉屋と号す。安永年中、乗馬を相育候に付、殿様へ御馬一疋献上仕候処、御馬

押懸被下置。其後、大殿様へ^{諦幻院様}御馬一疋献上仕候処、御召馬に被遊、馬稽古を仕候様にと御召下しの御馬拝領仕。御入城の節、御鷹野に御越被遊、御帰城の節、本町通図師の辻に御馬を被為留、被為召候御意被為遊、三光寺御門迄御供仕候。御途中にて御馬拝見可仕の旨蒙御意、御暇被下置候。此節、余業に酒造仕候手製の銘酒奉獻上候得ば、御賞味の上、若緑と申（御）銘、御自筆にて被遊被下置候。翌日、御礼として御次迄手作の芋^ヰ麩一重差上申候。其後御城内へ罷通候節、七軒町にて御責馬被遊候に付、平伏仕居候得ば、きのふは珍敷物をと御馬上より蒙御意候。其子、当代庄右衛門、文化十四年丑五月八日、当殿様へ御馬一疋献上仕候。

翌九日に中御屋敷表の御居間に於て御目見被仰付、蒙御懇の御意候。尤、御目見の儀は文化十一年戊に願済仕候。同十五年寅二月御入城の節、刀^{庄右衛門道後}脇差^{伴庄三郎道賀}御慰みに奉差上候処、苗字御免被成下候。就ては宗門一帳一札奉願候、相済候。余業銘鍛治の事は、文化十四年の御上國に御家中伊賀御氏御供にて、奥州会津の御鍛治中条藤助道辰と云者、伊賀御氏に隨身して犬山に來り、古劔の名有所なれば鍛て見んとて、先づ包重にて大小を鍛ひける。其業名人にして、庄右衛門其術を受、父子共門人に成。故に道の字を譲りて道俊・道賀とす。三男彦五郎は包重の養子と成。是も短刀を父兄と共に奉獻候。

一、むかし産社の北うらに片見久右衛門と申御簾本の御浪人御住居有之。此御方、後（に）御簾本へ御帰參と聞へける。殿様御入城の節、下本町横陌角まで御出有之、御逢被成候よし、古人のもの

がたりに聞ゆ。又、本多弥八と申御方、御浪人にて御家に御扶助被遊、三の丸にて御住居武百五十石御宛にて東藤藏と御名の有りし由。栗栖村瀧不動は其御方の守り仏と聞ゆ。是も後は御帰参にて、今に本多弥八と御家名聞ゆ。

一、鍛冶屋町大工前刀市右衛門はむかし正木氏なり。先祖は京都の産にて、暫く三州足助の庄中の御所村に住し、夫より明徳四年に犬山（に）来住す。当代迄四十五代也と云。織田白岩様^{（47）}御時、御大工五郎左衛門近佐と云者も当家の世代也。^{（48）}代々職業不改して、於に今相続す。御城主様毎に御大工被仰付、相勤來たる由。御当家様にては一岳様御代、思召に依て正木氏を前刀氏に御改被遊、苗字・帯刀、以後代々御免被成下置。世々御大工頭（相勤候処、當市右衛門拾弐歳の時、先代に離れ大工頭）不相勤、平大工に被仰付候。^{（49）}併、町並役は御大工肝煎並に被仰付候。其後、市右衛門も又、御大工頭相勤申候。然る処、退役被仰付、平大工にて当代甚だ衰、可繼男子もなく、歳七旬に余りける。

此家、当地にゐるし。職業相続もけほど（の）家稀なるべし。市右衛門事、是之助といふ節、先代に別れ御役儀の勤なりがたく、大工職並になる事是非もなし。成長の後、如古例御役儀相つとめたる時、何ゆへ歟御役儀召上られたり。たとへ平の大工になると、先候思召を以て前刀氏を被下置たる事なれば、其思召重し。苗字相名のりてはいかがと思ひ侍る。左はなくして、家の衰たる事、可悲、可惜。

一、鍛冶屋町に鍛冶家久と云者有。清左衛門、貞平治、孫三郎、

三代の名見たり。元禄年に清左衛門、相模守^(を)と受領す。御扶持方三人分被下置、御用人御支配に成。宝曆の末に絶（家）す。

里語に、家久は内田御門御造営の節、関より来て鉄を延し、当地に住す。一説に、自広清太夫へ養子に來りたり。親子不和にして別に一家を成すと云。

一、鍛治屋町農鍛治弥右衛門^{（一曰、亦三右衛門）}銘鍛治兼助の末なり。今、

此家、号をつるしげと呼ぶ。何ゆへ歟不詳。弥右衛門、家印にむかしより兼弥とかき伝ふ。全く兼助の兼也。むかしは関東の道者、犬山鍛治屋町に來りて多くうちものを求たる事也。⁶³其ころはかぢや町に三十六軒、鍛治住居たる由。皆々家の得意ありて、同者、宿をして打物を売たり。既に此弥右衛門家宅は、むかし関東得意の道者中より合力して建たると今に伝へ侍る。

一、犬山銘鍛治に名の聞へたる者は兼友・兼助・兼若・守重・広辰

常陸守・兼武・兼常^{長泉坊}・自助^{自広の父と聞ゆ}・自広^{（摂津守高木清太夫）}・包重・

家久^{相模守}。

右等の名は残りたり。今に包重相続す。近頃、道俊父子^{井道暁}

円右衛門等、刀鋸をよくす。

一、岡師町に岩井周右衛門信奥^{（64）}と云繪師有。宝曆元年未十二月、御

扶持方式人分被下置候。後、名栗町へ移る。

一、木の下村に日比野氏はふるし。往古、田中の里に住けるよし。

是はむかし富岡村と云ふ。富岡村と云ふ者に一女子有。織田家に今^{の富岡は新田なり。}

奉公して妾となり、懷妊の節に主君戦死し給ふ。其妻、父又右衛門の所にて安産す。男子也。織田の子息たる故、瓜を以て定紋と

す。成長の後、御城主十郎左衛門尉信清に仕（へ）奉りて、日比野又一と名乗る。侯、甲州へ蟄居の後、母公を木の下に養育し奉りて、弓箭を製し渡世とす。今に又一箭と云事有。其後胤八右衛門と云ものゝいへに、又一持伝の太刀一腰有り（し）由、廿年前迄見たる人の物がたり聞へ、今は何地にゆきたる歟、其太刀も不知。

一、鵜飼町に小川氏多し。知多郡小川村の産なり。平兵衛・孫平・

佐兵衛・七左衛門等の先祖也。其余は渡来又は分ん家也。むかし小川村正法寺、信長公に争ひ合戦に及ぶ。正法寺、利なふして退転す。其時、四人の旦那、其本尊を負ひ奉りて木津川原に逃来り、小家さして本尊を安置し、仏餉を犬山に乞て其身は鵜飼町に住す。⁶⁵

後、川向なる野原に一字を建立し、小川山正法寺とす。小川氏は誠に正法寺の大旦那と可謂。

一、中本町にむかし高木又兵衛と云富家有。富田屋といふ酒造也。居宅、中本町東側にしてかぢや町迄通りたり。絶家したるはいまだ百年に不満。伊勢道中、舟橋に金錢を出し置。ぬけ参りの童ベ共をたすけの為也。予、少小のころ迄、ぬけ参りの柄杓に高木又兵衛とかき遣す事也。又云、郡上の金森様、犬山御通行にて御宿

り有り、又兵衛へ御本陣被仰付。其時、御同勢不残御宿仕度旨申上候て、老人して引受、道具等の他借を不用といふ事有。又兵衛其祖も不知。代数も三代計りと思へる。高木庄惣と云隠居有り、聟、いわゆる藤兵衛へ懸り人に成りて家絶したる由。享保の末なる歎。

右の身体起りは、あるじ毎朝未明に門どへ出、其妻是をあやしむ。あるじ其訳を不語。猶更あやしみ深し。此ゆへに、其毎朝未明に門どへ出る事ものがたりす。表雨樋の根に銭壺貰文づつ毎朝有り。天よりわれに与へ給ふる宝也と思て、これをわがものにすといふ。其翌朝より銭は壺文もなかりける。⁶³ 奇怪の事なる歟。

一、上本町に信濃屋九平と云もの有。市橋氏也。家の紋、瓜の内に瓜の花也。⁶⁴ 先祖は丹羽郡斎藤村より出たり。畠碁を能くす。いつれの御代なる歟、殿様の御前に召されて折々御相手をつとめたり。いぬ山へ来任せよと御意被遊候て引越来る。代々御看御用を相勤む。居宅は上本町にて西がわ南角なり。家造り候節、竹は御城山より被下置たると云。其子孫、分家多し。下本町に分家す。其男子三人有。讚岐屋八右衛門・佐野屋伝八・同九兵衛。中本町にしなのや平七。かぢや町に山形屋市右衛門・大工久七、信濃屋九八。⁶⁵ 上本町に北野屋又兵衛等也。

右のさぬきや八右衛門は、本家九平同様御看御用を相勤候。千鯛商にて江戸表へ下向し、諦幻院様の御代也、麴町御屋敷え上り鯛一折献上仕候処、御目見被仰付。其後宝暦二年申五月、御上国に付、中屋敷へ御祝儀に罷出候処、又々御目見被仰付。其上、御金頂戴仕候。宝暦年中、酒造相始申候て銘酒式品奉差上候処、藤袴⁶⁶ 菊重の御銘被下置候。右八右衛門、いかゞして歟、今、御目見の相続なし。

一、魚屋町疊刺三右衛門といふもの有。古田氏也。里語に、此三右衛門先祖は三州より殿様に属奉りて來ると云。其時、笛屋孫十郎・

御看屋弥六都合三人也。兩人は名古屋に住し、三右衛門は御在所大山住居被仰付候よし聞へける。天明年中に絶家する。

一、魚屋町黒田屋清左衛門は林氏也。⁶⁷ 其先（祖）は葉栗郡黒田より犬山に来住し、上本町に住す。当代迄十三代と云。昔は殿様へも御目見仕、國侯御成の節、一例御目見仕候家也。

一、名栗町に善左衛門といふもの有。大繩氏也。むかし、四つ屋の名主三歳と云ものの末なると云。

一、中本町に彦兵衛⁶⁸ 梅村氏・善兵衛⁶⁹ 板津氏、今の市日を発願したるものと云。板津氏不知。後に下本町に善右衛門といふものありて、板津を氏とす。是は立石九（郎）⁷⁰ 右衛門の次男にて隅氏也。右善右衛門の外孫たるゆへに板津を継と云。

一、余坂村瓦師市郎兵衛は高山氏也。祖（は）濃州不破郡赤坂より、瓦師に被召抱、来住す。今、百年に少し余ると云。

一、余坂村、陌となる事は大手東御長屋地に住居たる太田氏のものを易地被仰付。其節、小嶋の里の小嶋氏もこゝに出し給ふと聞へける。太田党の者は右故に御年貢なしの地に住む。寛政九年已に其地を御買上げと成、御代金を被下置、以来御年貢地となる。⁷¹

一、鵜飼町松田忠四郎は代々神戸氏に属す。先祖は福嶋左衛門太夫正則の家人にて、笛才蔵にくみし、ある合戦に相勤、笛氏を譲られたり。乍併、左の腕を落させて流浪す。犬山に來りしを、小川氏平兵衛、これを憐み養育し、其子を神戸氏に属せしむると云。

一、熊野町葺師治郎左衛門は川村氏也。一族、同町に多し。むかし祥雲庵、旭の里に有し時より旦方なるか。先祖の石塔を羽黒川原

より今祥雲寺に移したると云。此家職業にて、むかしより日役御除也。此例、外に三、四人も有し由。⁷² 今は其家絶したり。

西三月廿七日

忠次書判

彦坂九兵衛

印判

一、中切村石工半右衛門は県氏也。其先は泉州より鵜沼村の山に來りて石工す。当御城御用被仰付候（に付）中切村に住人と成。鵜

沼山の石小屋に住す。先代範右衛門⁷³、石にて龍の御目貫を彫奉差上候處、帶刀御免被下置候。其後、職分の為に不宜とて御断（申上候）よしに聞ゆ。⁷⁴

一、内田川渡船頭の事はふるし。其はじめは不知。昔は一部・二部のわたりとて、式ヶ所にありし由。

以上

犬山舟頭給、駿州へ色々申越、備前守殿九兵衛殿御判取寄（セ）申候、舟頭共（ヘ）可有御渡、是ハ末代之御判⁷⁵候間、其分可被仰（候）、恐々謹言

卯月十三日

鈴 淡路

名乗書判

宗善

人々中

天正十弐
五月七日

（書判）

犬山内田渡

舟頭八人

諸役御免之覚

一、うち田村舟頭町壱町之高八拾六石分、先年より諸役御免之儀⁷⁶候間、縱何やう之御役等候とも聊以相勤ましく候、為後日仍如件

寛永十一年

成瀬隼人正代

尾州丹羽郡犬山船頭給事
合弐拾三石七斗四升五合

葉栗郡東浅井村

右任先規渡置候、弥不嫌夜中渡舟可仕者也、仍如件

慶長十四年

伊 備前守

舟頭八人

千田善左衛門
都築市左衛門

子二月廿三日

成瀬隼人正代

千田善左衛門
都築市左衛門

内田村船頭共此度遣候儀、以前無之儀候へとも指当用事付、

頼⁽⁷⁾而遣候、以来例⁽⁸⁾成間敷候、為後日如此候、以上

慶長四年

卯三月二日

千 善左⁽⁹⁾印判 五

内田村

清三郎

同

舟頭中

一、鵜飼屋渡しの事はふるし。何れの年代にはじまりたる歟、不知。
様に付たる渡しなる歟。神戸氏、是を支配す。いぬ山町むら⁽¹⁰⁾井川
の双方ちかきむら／＼よりとび錢を出し、造船の節も如先例集錢⁽¹¹⁾
して、其不そくなる所は神戸氏より采配す。

(1) 名古屋市立博物館蔵本（以下、名博物館本という）では「何頃に此家
断絶したる歟、不詳。神戸弥右衛門娘の子にて孫也。絶家の後は御証文
井控地共弥右衛門引受になるといふ。」

(2) 文禄五年、即ち慶長元年。

(3) 慶長十三年は申年である。

(4) 名博物館本では「塩屋新助⁽¹²⁾竹端氏」となつてゐる。しかし同書には「予
思ふに、塩屋新助事、恐らくは米沢屋久右衛門ならん。久右衛門家ふる
し。今は専藏といふ。此家仙田氏にして、本姓は竹端なる歟。竹端の一
類、丸に梅鉢を紋とす。米沢屋も紋は梅鉢也。又、分ん家かぢたや藤左
衛門といふもの有、竹端を氏とす。是等の事を思ひ出て、同氏分家のあ
やまりあらんかと記す。」と後述されてゐる。

(5) 犬山市立図書館蔵写本（以下、犬山図書本といふ）。

(6) 名博物館本。

(7) 犬山図書本。

(8) 名博物館本・犬山図書本。

(9) 犬山図書本。

(10) 犬山図書本。

(11) 文化十二年は亥年である。

(12) 成瀬隼人正正太。正太は享保十七年より明和五年まで犬山城主で、天
明五年に没した。（岩瀬文庫蔵『犬山城主考』）

(13) 名博物館本では、犬飼藤九郎の項の内容はこれ迄で、次の文政年間の

注

ことは記されていない。

犬山図書本。

(14) 犬山図書本・名博物館本。

(15) 犬山図書本では「後に加筆しようとしたのか年月は空白になっている。名博物館本では「文化」の元号も空白で、単に年・月のみ。

(16) 名博物館本では「朝宮」

(17) 名博物館本では「保浦源内重次」

(18) (19) この辺りの事情が底本ではわから難いが、名博物館本では「母の養育にて御城主織田十郎左衛門信清に仕へ奉る。信清、信長公と不和にして、甲州に蟄居し給ふ。御家人皆牢浪す。源内、練屋町に住す。」となつている。

(20) 名博物館本では「忠兵衛泰次」

(21) 名博物館本では「五月」

(22) 名博物館本では「上本町岩井屋善治郎は当家よりの分ん家也。」

(23) 名博物館本では「いつみや弥次右衛門」

(24) 名博物館本では「次男は市福屋弥左衛門といふ。練屋町に住す。其子

(25) 忠八、上本町に移る。此家、安永年中に絶家す。」

(26) 名博物館本では「忠八家より一ふく屋久兵衛といふもの分家す。其男

(27) 子、大海屋伊兵衛養子となる。今、桑名屋旧兵衛は其名跡也。」

(28) 犬山図書本・名博物館本では「二月」

(29) 犬山図書本・名博物館本。

(30) (29) 名博物館本には、こゝに「実はゑちごや平右衛門弟也。」の注が記されている。

犬山図書本。

(30) 名博物館本では「練屋町清三郎は其先代笠屋利左衛門といふ酒造也。」

(31) 名博物館本では「保浦五郎左衛門光次の孫源内の男忠兵衛泰次といふ。」

尾張藩主徳川光友。光友は慶安三年に封を継ぎ、元禄六年に致仕した。

(32) 尾張藩主徳川光通。光通は元禄六年に封を継ぎ、同十二年に没した。

(33) 尾張藩主徳川吉通。吉通は元禄十二年に封を継ぎ、正徳三年に没した。

(34) 尾張藩主徳川綱誠。綱誠は元禄六年に封を継ぎ、寛文元年に剃髪して一岳と号した。(岩瀬文庫蔵『尾州犬山城主記追加城主歴代記』)

(35) 尾張藩主徳川吉通。吉通は元禄十二年に封を継ぎ、正徳三年に没した。

(36) 尾張藩主徳川綱友。綱友は正徳三年に封を継ぎ、享保十五年に没した。

(37) 尾張藩主徳川綱成。綱成は元禄六年に封を継ぎ、寛文元年に剃髪して一岳と号した。(岩瀬文庫蔵『尾州犬山城主記追加城主歴代記』)

(38) 尾張藩主徳川綱成。綱成は元禄六年に封を継ぎ、寛文元年に剃髪して一岳と号した。

(39) 成瀬隼人正正典。正典は明和五年に犬山城主となり、文化六年に隠居し、同七年に剃髪して淨翁と号した。

(40) 名博物館本では「鍛冶屋町鋸物師与三右衛門といふ。」

(41) (40) 名博物館本では「元文三年に円明寺の鐘を出来町の東裏、鋸小屋に於て鋤る。」

(42) (41) 名博物館本では「里語に、利右衛門は本家也といふ。利右衛門より六

右衛門・九郎右衛門太郎右衛門と付来る。又三郎・利八等分家すと聞侍る。」

(43) (42) 名博物館本では「六右衛門、明和の頃迄農耕鋸治相続して薬種商売にかかる。一族みな絶家して、今、又三郎計り相続す。此六右衛門家を今薬種商売して生田屋と唱ふ事は、同業に名古屋生田と唱る家有、こゝによる事也。」

(44) (43) 犬山図書本では「長をさぬきや八左衛門といふ。練屋町に住す。次男は伝八、上本町に住す。三男は九兵衛、図師町に住す。九兵衛は絶す。」

- (46) 名博物館本では、「この内容の次に「此頃、かぢや町の祭礼車山はおどり也。武具をかざる。此家よりかり用たると聞侍る。其後、鵜沼宿を御用にて御通行有、御こゝろやすき人々へ先達て御沙汰有、御目通り(に)うぬま宿へ出たるといふ事聞侍る。」とある。
- (47) 織田与次郎信康。信康は永正元年より天文十五年迄の犬山城主。前代迄木の下にあった城をこの代に三狐尾寺山に移した。天文十六年に没す。(岩瀬文庫蔵『尾州犬山城主記追加城主歴代記』)
- (48) 名博物館本では、この次に「此外、天正年中、産社の棟札にも大工市右衛門の名見へたり。」とある。
- (49) 犬山図書本。
- (50) 名博物館本では「当市右衛門十歳にて、先代病死す。御役儀不相勤、平大工とぞなりにける。」
- (51) 名博物館本では、この内容の後に「岡師町尾関屋彦七・長左衛門等は、此家より先代分ん家す。」とある。
- (52) 名博物館本では、この次に「下本町善七は此分ん家也。」とある。
- (53) 名博物館本では「むかし関東の道者、犬山に来りてかぢや丁にて庖丁・小刀・かみすりの類を其家に止宿して求むる事也。」
- (54) 名博物館本では「岩井周右衛門信興」
- (55) 織田十郎左衛門信清。織田与次郎信康の四男。信清は父のあとを受けて犬山城主となつたが、後に織田信長と不知が生じて永禄七年に城を攻められて甲斐に逃れた。(岩瀬文庫蔵『犬山城主考』)
- (56) 名博物館本では「信清、甲州へ蟄居の後、信清の母堂を養育して木の下に蟄居す。」
- (57) 名博物館本では「うち負けて退転す。時に右の四人は本尊を負ひ奉り、犬山に逃げ来りて木津川原に今之三昧の地、小家かけて本尊を安置し奉り、犬山に逃げ来りて木津川原に是なり。」
- (58) 名博物館本では「此物語してより翌朝は更に壱貢文の錢なし。かくの柄杓に高木又兵衛と書いて遣す事也。」
- (59) 名博物館本では「予が少小の頃迄は、北みのより出て来るぬけ参りのごとく里語にいゝ侍る。終に富家となる。」
- (60) 名博物館本では「紋は瓜の内にけんかたばみをつけたり。」
- (61) 名博物館本では「かぢや町に山口屋市右衛門有、市右衛門より大工久七といふもの分家す。かぢや町に信濃屋九八有。」
- (62) 名博物館本では「魚屋町黒田屋清左衛門井清兵衛は林氏なり。」
- (63) 名博物館本では、この次に「今、榎屋政右衛門家、これなり。」の注が付けられている。
- (64) 名博物館本では「むかしは今の寺内町を四つ家といふ。此四つ家の名主三藏といふものの末なるよし聞侍る。天明年中に可児郡土田村へ引越して今は亡し。辻の切にたばこや治平といふもの有。一族といふ。」
- (65) 犬山図書本では「善右衛門」
- (66) 犬山図書本。
- (67) 名博物館本では「むかし中本町彦兵衛(柏木や)・善右衛門といふ者有。今之二・七の市日、此両人の発願といふ事有。善右衛門は板津氏也。其家しけず。後に下本町に材木屋善右衛門といふ者、板津氏を名のる。是は先善右衛門娘、立石九郎右衛門へ嫁す其孫也。こゝによりて板津を氏とす。」
- (68) 名博物館本では、この土地を買上げた年代は、後に記入しようとしたのか、空白にして單に年とだけ記されている。
- (69) 名博物館本では、この内容に続いて「爰に万屋林右衛門(太田氏)といふもの有。わが家の大極柱の下には磨をいけてあるといふ事、むかしより

山に仏餉を乞て侍る事也。」

申伝しといふ。何故か不詳。」とある。

(70) 名博物館本では、この内容の次に「川方の役をつとめしむといふ事聞侍る。又曰、御国方の御足軽より出て、川方御役人に神戸氏へ附属の人なりとも里語に聞侍る。何が実なる歟、不知。」とある。

(71) 名博物館本では「祥雲庵、羽黒川原に在し時より旦那寺也。」

(72) 名博物館本では「うをや町九右衛門、其外にも両三人職業あるくして日役を御除のもの有。」

(73) 名博物館本では「先代半右衛門」

(74) 名博物館本では「其後、職分模通の為とて御断申上候聞侍る。」

(75) 加藤遠江守泰景。泰景は天正十二年五月より十一月まで七ヶ月間の犬山城主。(岩瀬文庫藏『犬山城主考』)

(76) 名博物館本。犬山図書本。

(77) この証文は名博物館本に記載されていない。

(78) 慶長四年は亥年であり、千田善左衛門が城代であった時代からもはずれるので、慶安四年と考えられる。

(79) 千田善左衛門。善左衛門は成瀬隼人正正虎が城主であった時(寛永二年から万治二年)の城代の一人。(岩瀬文庫藏『尾州犬山城主記』追加城主歴代記)

(80) 名博物館本では、この内容の次に「里語に、此舟人はむかし切支丹ものにて、うかい丁に有る。其人々、渡世の為に神戸氏より此船を持たるといふ。予思ふに、これは切支丹御制禁已前より槎子の為に有、わたしなるらん。」「一、槎乗前持の事は、むかし上本町に此株を持たる人有り、沢田善兵衛とかいふ。」とある。